**平成２３年（フ）第２８５号**
宮崎市田野町甲6004番地
破産者　長崎　恵子
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４６号**
秋田県仙北市西木町小渕野字落合208番地
破産者　鈴木恵美子
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２３年（フ）第１０号**
福島市南沢又字玄場町９番地の６、従前の住所福島市方木田字前白家８番地１
破産者　吉田喜三男
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第１３１号**
福島県いわき市明治団地75番地の３　ローズフラッツ202
破産者　高木　正一
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第９２７号**
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目７番17号　チェリーフォレスト201
破産者　山中　　修
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第９２８号**
神奈川県綾瀬市蓼川１丁目７番17号　チェリーフォレスト201
破産者　山中　修一
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１４９８号**
神奈川県海老名市国分南２丁目37番７号　滝ノ下ハイツ201号
破産者　金子誠一郎
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１１１号**
愛知県豊橋市南牛川１丁目10番地２　102
破産者　森崎　　仁
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２３年（フ）第２５２号**
宮崎市池内町松元3810番地３
破産者　今福　昭一
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第１６１号**
滋賀県彦根市松原町3450番地７
破産者　株式会社エルジン
1　決定年月日　平成23年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第２２４１号**
札幌市中央区南８条西６丁目1036番地
破産者　株式会社ニシヤマ
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２２６号**
三重県津市雲出長常町1349番地の106
破産者　有限会社ダイヤ金属
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第２２７号**
三重県津市修成町11番１号
破産者　加藤　　要
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第３６０号**
愛知県日進市岩崎町大廻間３番地８　サン・キャッスル岩崎103、破産手続開始決定時の住所三重県津市半田3350番地105
破産者　渡瀬　重春
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第３６１号**
三重県亀山市野村１丁目12番１号
破産者　渡瀬　光生
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第３５号**
三重県松阪市大黒田町1749番地１、破産手続開始決定時の住所三重県津市庄田町字馬廻り3590番地　マオリッツＢ棟205号室
破産者　相松　邦子
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第６８０号**
大阪府八尾市垣内３丁目73番地
破産者　株式会社総和興産
1　決定年月日　平成23年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１号**
青森市浪岡大字北中野字天王161番地１　アルコバレーノ１号館202号、開始決定時の住所青森市大字羽白字沢田193番地31
破産者　阿部　卓人
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第８７６号**
東京都西東京市ひばりが丘２丁目10番14号メゾンタカ203号室
破産者　駿河　偉雅
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部